

国土交通省資料

令和7年2月14日

国土交通省 上下水道審議官グループ

令和7年2月14日
大臣官房参事官(上下水道技術)
(上下水道審議官グループ)

埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた有識者委員会を開催します

～「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の開催～

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、今後、下水道等の劣化の進行が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しなど、大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路の施設管理のあり方などについて検討する有識者委員会（委員長：家田仁 政策研究大学院大学特別教授）を設置し、2月21日に第1回目の委員会を開催します。

- 日時：令和7年2月21日（金）12：20～14：20
- 場所：中央合同庁舎3号館4階幹部会議室（WEB会議併用）
- 委員：別紙のとおり
- 委員会での検討項目：
 - 重点的に点検を行う対象や頻度、技術など点検のあり方
 - 他の管理者とのリスク情報の共有等のあり方
 - 今後の施設の維持更新や再構築とそれらを支える制度のあり方 など
- 取材等：
 - 会議は非公開で行いますが、報道関係者に限り会議の冒頭（議事に入るまで）のみ傍聴（カメラ撮り）が可能です。
 - 委員会終了後、記者ブリーフィングを行います。
 - <記者ブリーフィング> 時間：15：30開始
 - 場所：国土交通省5階 会見室
 - 傍聴（カメラ撮り）または記者ブリーフィングをご希望の報道関係者の方は、2月20日（木）14時までに、以下のとおりメールにてお申し込み下さい。
 - 件名：【傍聴希望】
 - 本文：氏名（ふりがな）、所属、連絡先（電話、メールアドレス）、
参加内容（傍聴／記者ブリーフィング／傍聴と記者ブリーフィングの両方）
 - 送付先：hqt-abdx【a】gxb.mlit.go.jp
 - ※【a】を@に変換して送信して下さい。
 - ※取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。
- 会議資料及び議事要旨は、後日、国土交通省ウェブサイトに掲載予定です。

<問い合わせ先>

大臣官房参事官（上下水道技術）（上下水道審議官グループ）

上下水道技術企画官 茨木、課長補佐 梯、計画係長 畠山

TEL：03-5253-8111（内線34303、34139）03-5253-8432（直通）



下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会
委員名簿（2025年2月時点）

	氏名	役職
委員長	家田 仁	政策研究大学院大学 特別教授
委員	秋葉 正一	日本大学 生産工学部 土木工学科 教授
委員	足立 泰美	甲南大学経済学部 教授
委員	砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委員	岡久 宏史	公益社団法人 日本下水道協会 理事長
委員	北田 健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委員	桑野 玲子	東京大学 生産技術研究所 教授
委員	佐々木 健	東京都 下水道局長
委員	三宮 武	国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長
委員	長谷川 健司	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 会長
委員	宮武 裕昭	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ長
委員	森田 弘昭	日本大学 生産工学部 教授

（委員長以外50音順、敬称略）

<オブザーバー>

総務省

経済産業省

令和7年2月14日
水管理・国土保全局下水道事業課
(上下水道審議官グループ)

埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた緊急点検結果等を公表します ～下水道管路に起因する道路陥没事故の未然防止に向けて～

令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、このような事故の発生を未然に防ぐため、陥没箇所と同様の大規模な下水道管路を対象とした緊急点検と、補完的に路面下空洞調査を実施しましたので、その結果を公表します。

1 緊急点検及び路面下空洞調査の趣旨

令和7年1月28日に埼玉県八潮市において下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が起き、トラック1台が巻き込まれるとともに、約120万人に下水道（洗濯や入浴）の使用自粛が求められるなど、大きな影響が発生しました。

このような道路陥没事故の発生を未然に防ぐため、陥没箇所と同様の大規模な下水道管路[※]を管理する7都府県13箇所の流域下水道管理者に対し、下水道管路施設に対する緊急点検と、補完的に路面下空洞調査の実施を要請しました。

※ 処理水量30万³m/日以上³の下水処理場に接続する口径2m以上の流域下水道管路

2 結果概要と対応

① 緊急点検

対象の下水道管路（延長約420km）に存在するマンホール（約1,700箇所）で緊急点検が実施された結果、管路の腐食などの異状が3箇所で確認されました。これらの箇所については、必要な対策を速やかに実施していただくよう要請しています。

② 路面下空洞調査

緊急点検対象の下水道管路が埋設されている道路で、路面下空洞調査（約320km）が実施された結果、下水道管路に起因する空洞の可能性のある箇所（地下1.5m以上の深さに空洞の可能性のある箇所）は、確認されませんでした。なお、路面下空洞調査が完了していない区間（約70km）については、速やかに調査していただくよう要請しています。

3 国土交通省の取組

国土交通省としては、今回の道路陥没のような事故の未然防止に向け、今般設置することとした「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」での議論を踏まえ、国民の安心・安全を確保するため、必要な対応をしっかりと検討・実施してまいります。

<問い合わせ先>

水管理・国土保全局 下水道事業課 事業マネジメント推進室（上下水道審議官グループ）

課長補佐 土師、資産管理係長 岩井

TEL：03-5253-8111（内線34232、34225） 03-5253-8431（直通）



埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた緊急点検等について

1. 緊急点検・路面下空洞調査の目的

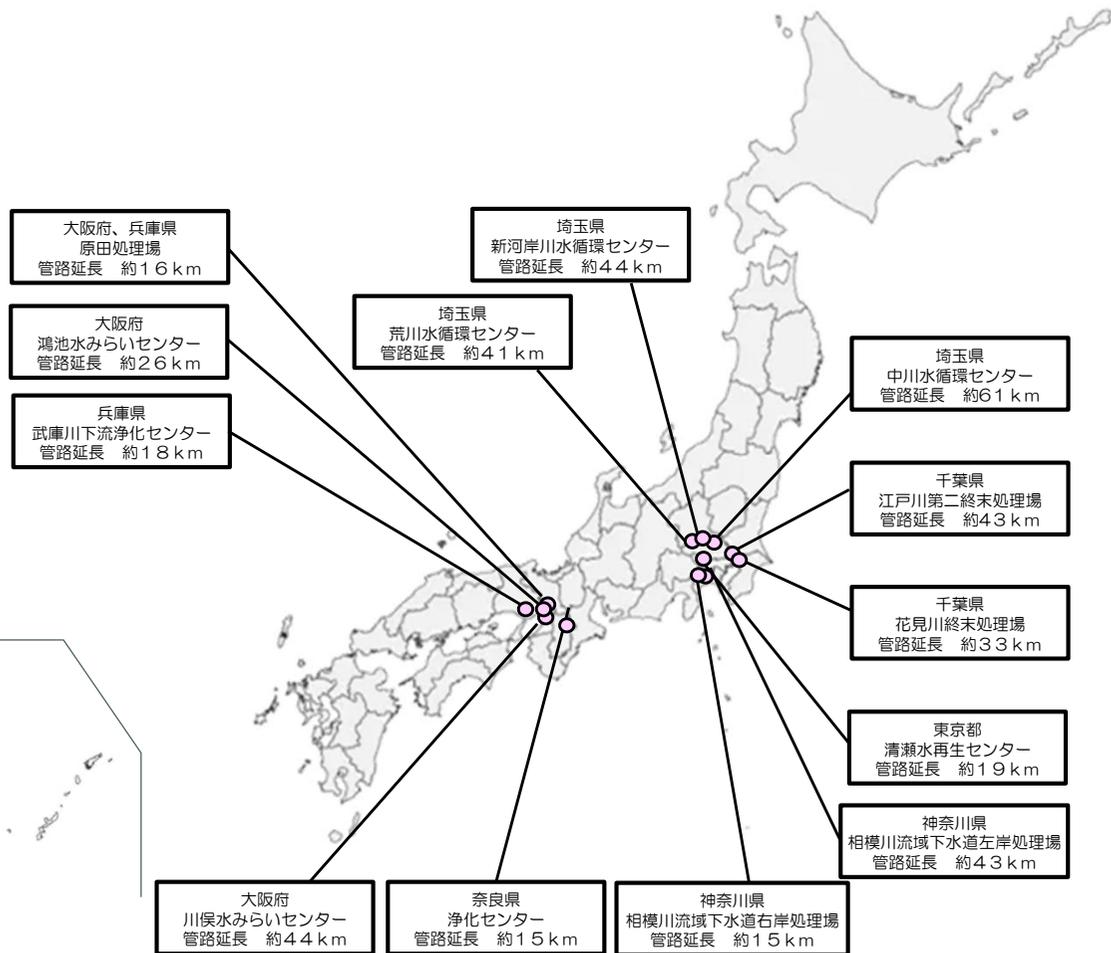
令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、下水道管路に起因する道路陥没を未然に防ぐことを目的とする。

2. 対象

今回の陥没箇所と同様の大規模な下水道管路※(延長約420km)に存在するマンホール(約1,700箇所)および緊急点検対象の下水道管路が埋設されている道路(約390km)

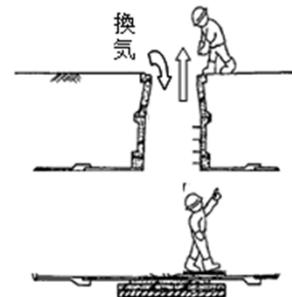
※ 処理水量30万 m^3 /日以上 of 下水処理場に接続する口径2m以上の流域下水道管路

参考: 埼玉県中川水循環センター 処理水量約61万 m^3 /日 陥没箇所の下水道管口径4.75m



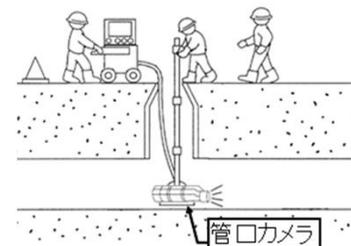
3. 緊急点検の方法

マンホール目視点検



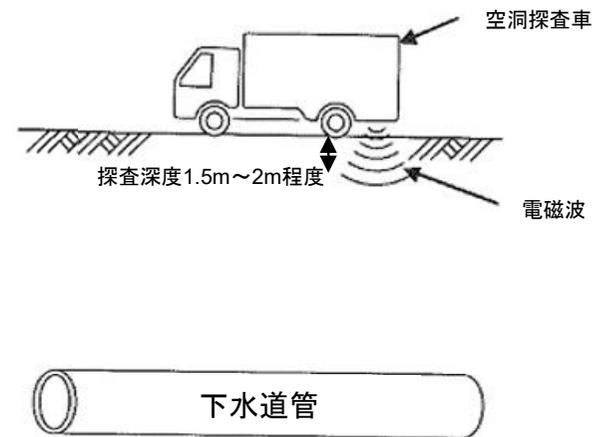
○マンホール蓋及びその周辺状況、マンホール内部を目視により異状の有無を確認する。

管口カメラによる点検



○マンホール内に直接入らず、地上等から管口カメラをマンホール内に挿入し、管渠内の異状の有無を確認する。

4. 路面下空洞調査の方法



○空洞探査車等により地盤に電磁波を照射して、1.5m~2m程度までの深さの空洞を検知する。

埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた緊急点検等の結果(概要)

- 令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、このような事故を未然に防ぐため、陥没箇所と同様の大規模な下水道管路を対象とした緊急点検と、これを補うための路面下空洞調査を要請しました。
- 対象の下水道管路(延長約420km)に存在するマンホール(約1,700箇所)で緊急点検が実施され、管路の腐食などの異状が3箇所で確認されました。これらの箇所については、必要な対策を速やかに実施していただくよう要請しています。なお、路面下空洞調査(約320km)の結果、下水道管路に起因する空洞の可能性のある箇所は、確認されませんでした。
- 国土交通省としては、有識者委員会を設置し、大規模な下水道の点検手法の見直し等を検討することとしており、今回の緊急点検箇所についても、有識者委員会での議論を踏まえ、必要に応じ更なる点検の実施など対応を検討してまいります。



下水道管路の緊急点検の様子
(目視点検)



路面下空洞調査の様子
(空洞探査車による調査)

埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた緊急点検等の結果

		下水道管路の緊急点検結果			路面下空洞調査結果	
		管路延長 (km)	点検箇所数 (箇所)	※1 異状が確認された箇所 (箇所)	調査延長※3 (km)	下水道管路に起因する 空洞の可能性が 確認された箇所※2 (箇所)
埼玉県	荒川水循環センター	41	202	0	※4 37	0
	新河岸川水循環センター	44	132	3	44	0
	中川水循環センター	61	96	0	61	0
千葉県	花見川終末処理場	33	186	0	※5 8	0
	江戸川第二終末処理場	43	42	0	※5 3	0
東京都	清瀬水再生センター	19	29	0	19	0
神奈川県	相模川流域下水道右岸処理場	15	109	0	10	0
	相模川流域下水道左岸処理場	43	194	0	39	0
大阪府	鴻池水みらいセンター	26	209	0	20	0
	川俣水みらいセンター	44	244	0	42	0
	原田処理場	3	30	0	2	0
兵庫県		13	17	0	4	0
	武庫川下流浄化センター	18	106	0	18	0
奈良県	浄化センター	15	106	0	14	0
計		419	1,702	3	319	0

四捨五入の関係で、表中の計数の和が一致しない場合がある。

※1 管路の腐食などが確認された箇所。

※2 概ね地下1.5m以上の深さに空洞の可能性が確認された箇所（この他、浅い位置において下水道管路との関係は低い、補修の緊急性が高い空洞を6箇所確認）。

※3 路面下空洞調査は、河川や山岳など、空洞探査車による調査が困難な箇所を除く。

※4 埼玉県荒川水循環センターでは、一部区間で調査未実施。調査が完了していない区間については、速やかに行う予定。

※5 千葉県では、国道などの重要度の高い道路で調査を実施。調査が完了していない区間については、速やかに行う予定。

令和6年12月20日
水管理・国土保全局上下水道企画課
(上下水道審議官グループ)

「水道カルテ」をぜひご確認ください ～水道事業者等の経営と施設の耐震化の現状を見える化～

国土交通省は、水道事業への国民の理解促進を図り、経営改善と施設の耐震化を加速化させるため、全ての水道事業者等(※1)の経営と基幹管路、浄水施設及び配水池の耐震化の現状を分かりやすく簡易的に図示した「水道カルテ」を公表します。

※1:水道事業者(簡易水道事業者を除く)及び水道用水供給事業者

1. 背景・目的

令和6年能登半島地震では、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じたことで広範囲かつ長期の断水が発生し、改めて耐震化の遅れと対策の重要性が認識されました。

また、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新投資の増加により、今後、水道事業の経営状況は一層厳しくなっていくことが見込まれており、耐震化の推進にあたっては経営改善が重要となります。

このため、水道事業者等が経営改善と施設の耐震化の緊急性を認識し、早急に対策を検討、実施するきっかけとなるとともに、住民の皆様が地域の水道事業の現状を知り、経営改善と耐震化の必要性を認識いただくツールとなることも期待し、「水道カルテ」を作成しました。

2. 「水道カルテ」の概要・結果

「水道カルテ」では、料金回収率(※2)と耐震化率等(※3)を指標として設定し、現状の確認や、他の水道事業者等との比較を視覚的に可能にしました。

その上で、料金回収率と耐震化率等の状況を把握するために、水道事業者等を8つのグループに分類しました。具体的には、料金回収率が100%未満の水道事業者等をグループⅠ、100%以上をグループⅡとしました。

1,347 の水道事業者等のうち、料金回収率が100%未満で、全ての施設の耐震化率等が全国平均を下回るのが248事業者(Ⅰ-3)、料金回収率が100%以上であっても、全ての施設の耐震化率等が全国平均を下回るのが164事業者(Ⅱ-3)という結果となりました。

※2:給水に係る費用を給水収益で賄っている割合

※3:基幹管路の耐震適合率、浄水施設及び配水池の耐震化率

3. 公表後の国土交通省の取組について

水道事業者等が課題解決に向けた取組の方向性を検討する手順等を示すガイドラインの策定や、経営改善、耐震化の推進に向けた技術的支援に取り組んでまいります。

全ての水道事業者等の「水道カルテ」は、以下 URL にて公開しています。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000919.html

【別紙1】「水道カルテ」の概要

【別紙2】「水道カルテ」の事業者数

<問い合わせ先>

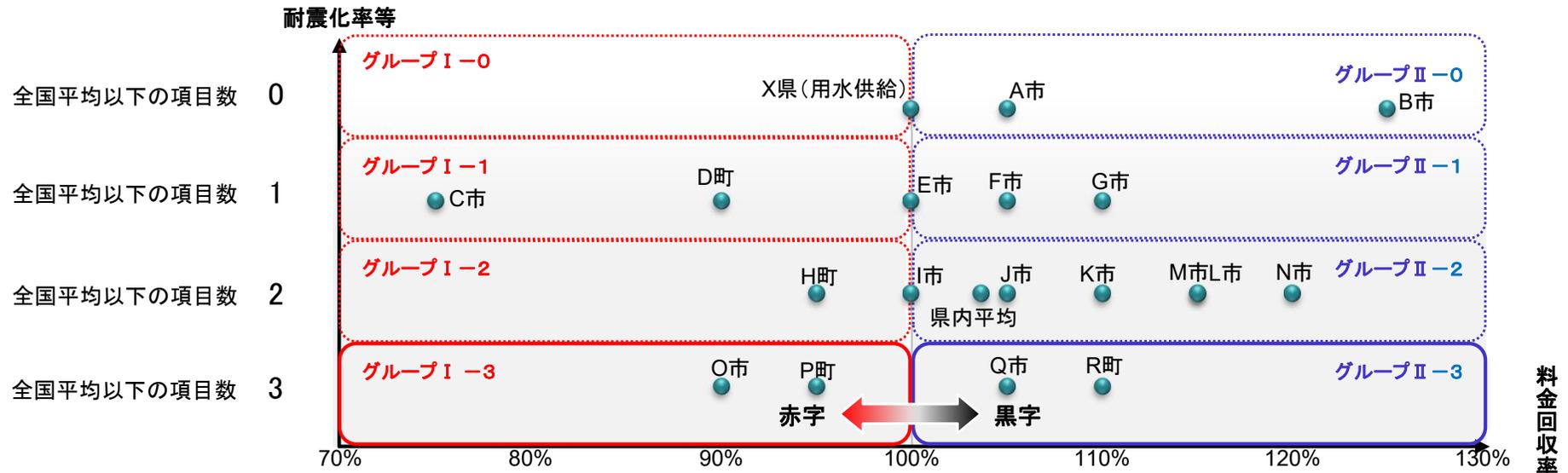
水管理・国土保全局 上下水道企画課 管理企画指導室(上下水道審議官グループ)

企画専門官 濱田、専門官 浦葉

TEL:03-5253-8111[内線:34152、34155]、03-5253-8428(直通)

- 「水道カルテ」では、料金回収率と耐震化率等を指標として設定し、視覚的にこれらの現状の確認や、他の水道事業者等との比較を可能にしました。
- 具体的には、料金回収率100%未満の水道事業者等をグループⅠ、100%以上をグループⅡとし、さらにハイフンの後にそれぞれのグループに耐震化率等の全国平均以下の項目数を付すことで、グループⅠ-0～Ⅰ-3、グループⅡ-0～Ⅱ-3と分類しました。

■「水道カルテ」のイメージ

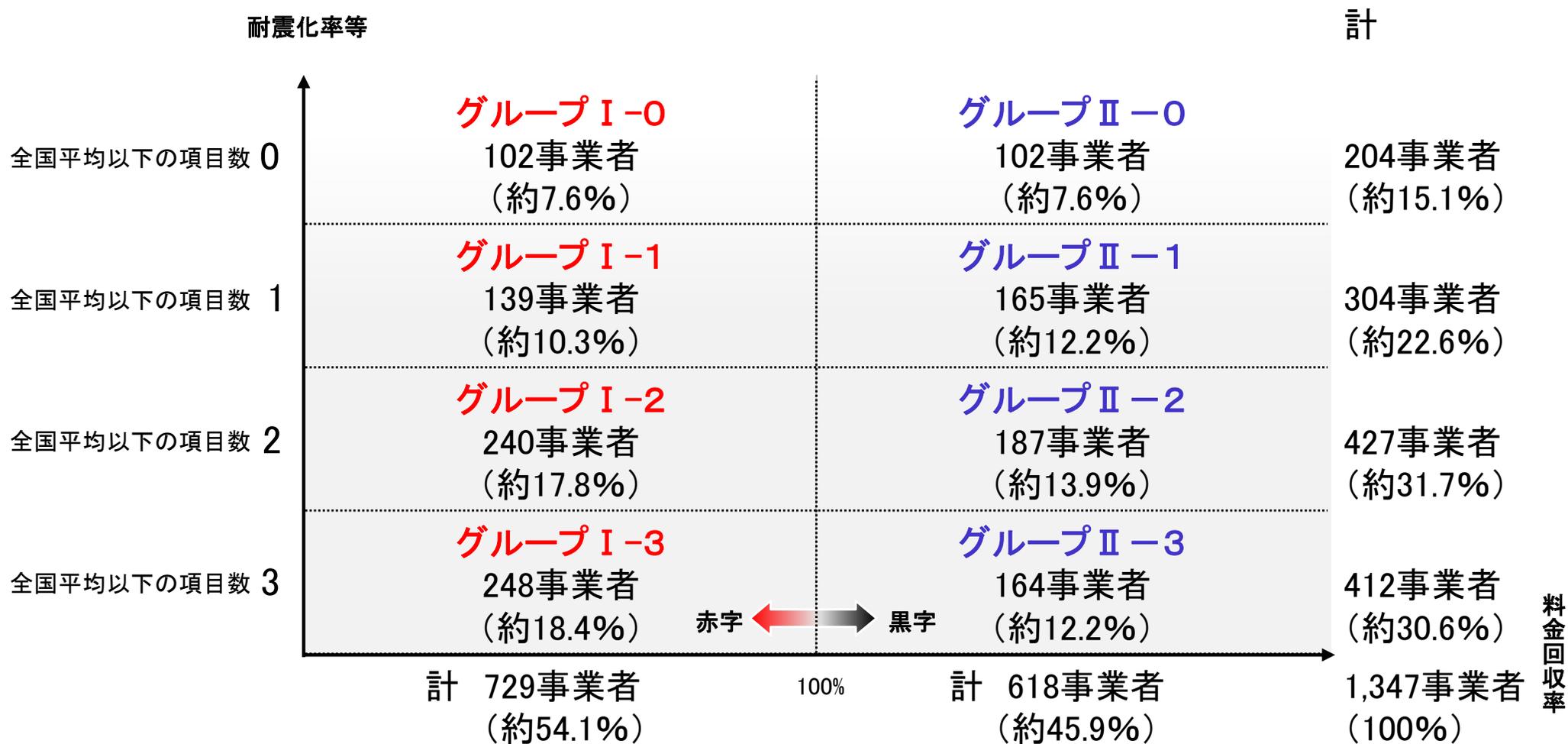


事業主体名	全国平均	県内平均	A市	L市	C市	N市	H町	E市	M市	P町	F市	B市	I市	R町	K市	G市	O市	Q市	D町	J市	X県(用水供給)	
グループ			Ⅱ-0	Ⅱ-2	Ⅰ-1	Ⅱ-2	Ⅰ-2	Ⅱ-1	Ⅱ-2	Ⅰ-3	Ⅱ-1	Ⅱ-0	Ⅱ-2	Ⅱ-3	Ⅱ-2	Ⅱ-1	Ⅰ-3	Ⅱ-3	Ⅰ-1	Ⅱ-2	Ⅱ-0	
料金回収率(令和4年度)		104%	105%	115%	75%	120%	95%	100%	115%	95%	105%	125%	100%	110%	110%	110%	90%	105%	90%	105%	100%	
<参考> 1か月の水道料金	3,332円	3,397円	3,451円	2,856円	3,219円	3,681円	4,210円	3,843円	3,754円	2,893円	3,124円	3,421円	2,945円	3,597円	4,067円	3,249円	3,145円	2,843円	3,457円	3,397円	—	
耐震化率等(令和4年度)	基幹管路の耐震適合率	42%	38%	60%	30%	50%	20%	20%	30%	45%	40%	30%	90%	40%	10%	35%	40%	40%	30%	30%	40%	50%
	浄水施設	43%	52%	80%	50%	0%	95%	60%	100%	0%	40%	100%	100%	0%	0%	0%	100%	0%	20%	100%	50%	100%
	配水池	63%	61%	70%	25%	100%	45%	50%	85%	40%	30%	85%	100%	80%	40%	95%	50%	0%	5%	100%	50%	100%

※1か月水道料金: 月20㎡使用料金(家庭用)

(出典)水道統計(公益社団法人日本水道協会)をもとに国土交通省が作成

1,347の水道事業者等のうち、料金回収率が100%未満で、全ての施設の耐震化率等が全国平均を下回るのが248事業者(Ⅰ-3)、料金回収率が100%以上であっても、全ての施設の耐震化率等が全国平均を下回るのが164事業者(Ⅱ-3)という結果となりました。



※1,375の対象事業者のうち、料金回収率が算定できない水道事業者等(28事業者)を除いています。

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法



水道の復旧
(被災した浄水場)

- 令和6年能登半島地震での甚大な被害を踏まえ、上下水道施設の耐震化や災害時の代替性・多重性の確保の取組を推進するため、支援対象施設・自治体を拡充。

R6補正：1,153億円（水道：419億円、下水道：718億円、上下水道：15億円） 前年比1.15倍（R5：1,005億円）

○ 水道施設の耐震化

令和6年能登半島地震での甚大な被害を踏まえ、上下水道耐震化計画に基づく水道施設の耐震化の取組を推進するため、水道事業の支援対象自治体・施設を拡充。

- 資本単価要件に加え、**耐震化の取組を加速する自治体***を支援対象に追加

（*料金回収率、これまでの耐震化の進捗実績、今後の耐震化の進捗計画を評価）

- 水道システムの急所である導水管・送水管の耐震化について、布設後の経過年数にかかわらず支援対象に追加
- 水道の基幹構造物、重要施設に接続する配水支管の**耐震化事業の補助率を引き上げ（1/4 → 1/3）**

○ 上下水道一体での技術開発

人口減少やインフラ老朽化、強靱化等、上下水道における共通課題の解決に向けた技術開発プロジェクト（AB-Cross*）を推進。

*水道革新的技術（Ajump技術）と下水道革新的技術（Bdash技術）を横断（Cross）する上下一体の技術実証事業

- 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費の創設
（令和6年度補正予算では、分散型システムの実証を予定）

上下水道関係 令和7年度予算案 概要

能登半島地震の被害や人口減少等を踏まえ「強靱で持続可能な上下水道システムの構築」に向けて取組を推進。

令和7年度国土交通省関係予算総括表

(単位：百万円)

事 項	令 和 7 年 度	対前年度 倍 率 (A/B)	前 年 度
	(A)		(B)
治 山 治 水	892,209	1.01	884,407
道 路 整 備	1,672,077	1.00	1,671,492
港 湾 空 港 鉄 道 等	413,580	1.02	403,734
住 宅 都 市 環 境 整 備	730,158	1.00	730,304
公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等	170,807	1.18	145,161
上 下 水 道	138,375	1.23	112,775
上 下 水 道	6,409	2.07	3,100
上 水 道	20,269	1.18	17,133
下 水 道	111,697	1.21	92,542
国 営 公 園 等	32,432	1.00	32,386
社 会 資 本 総 合 整 備	1,334,365	0.97	1,377,105
社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金	487,410	0.96	506,453
防 災 ・ 安 全 交 付 金	846,955	0.97	870,652
小 社	5,213,196	1.00	5,212,203
推 進 費 等	20,442	1.03	19,942
一 般 公 共 事 業 計	5,233,638	1.00	5,232,145
災 害 復 旧 等	41,642	0.72	57,949
公 共 事 業 関 係 計	5,275,280	1.00	5,290,094
新しい地方経済・生活環境創生交付金（59,777百万円）を 含んだ場合の再計	5,335,057	1.01	
そ の 他 施 設	58,443	1.03	56,947
行 政 経 費	619,039	1.02	606,632
合 計	5,952,762	1.00	5,953,673

以下の取組を上下水道一体で推進

- 上下水道施設の耐震化と災害時の代替性・多重性の確保
- 最適で持続可能な上下水道への再構築

1. 前年度予算額は、令和7年度との比較対照のため組み替えて掲記してある。
 2. 本表のほか、国土交通省所管の政府情報システムのデジタル庁一括計上分として32,945百万円がある。
 3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計（復旧・復興）61,426百万円がある。
 4. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

1. 上下水道施設の耐震化と災害時の代替性・多重性の確保

(1) 上下水道施設の耐震化

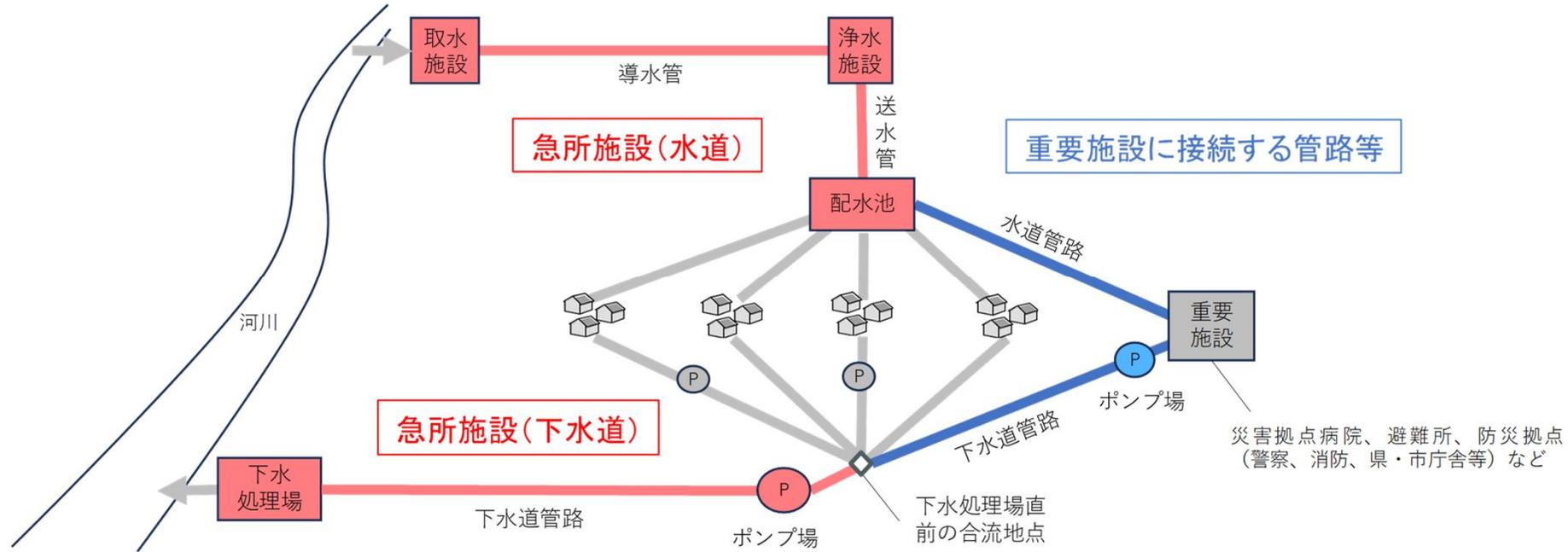
- ① **上下水道システムの「急所*」の耐震化を個別補助化**
(*その施設が機能を失えば、システム全体が機能を失う最重要施設)
- ② 災害拠点病院、避難所、防災拠点などの
重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化

(2) 災害時の代替性・多重性の確保

- ① 水資源機構及び都道府県を対象とした可搬式浄水施設・設備の配備
- ② 給水車の配備
- ③ 離島・半島地域を対象とした浄水場・下水処理場の防災拠点化
(備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備)

＜ポイント＞

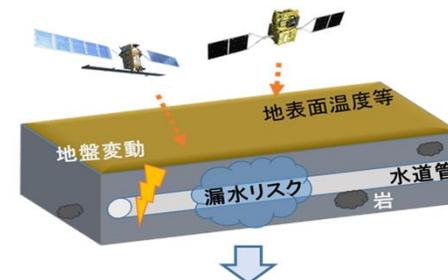
- 水道について、資本単価要件に加え、**耐震化の取組を加速する自治体を支援対象に追加**
【R6補正より】
- 取水施設、浄水場、配水池、重要施設に接続する配水支管の**耐震化事業の補助率を引き上げ(1/4→1/3)**
【R6補正より】
- 急所である導水管・送水管の耐震化について、**布設後の経過年数にかかわらず支援対象に追加**
【R6補正より】



2. 最適で持続可能な上下水道への再構築

(1) 上下水道DXの推進

- 水道管のメンテナンスや改築・更新を効率化するため、**点検・調査結果に基づく「水道施設アセットマネジメント計画」を策定する際に必要な経費**を支援対象に追加。
- データ共有の円滑化や迅速な災害時調査のため、**上下水道の台帳情報のクラウド化、市町村の区域を超えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検・調査**を支援対象に追加。



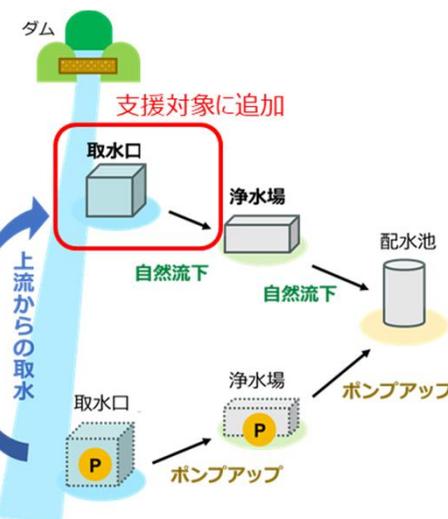
人工衛星データを用いた漏水検知システム

(2) 上下水道の施設配置の最適化への支援

- 水道システムの省エネ推進のため、自然流下での送配水を可能とするよう、**取水位置を上流に移転する際の取水施設や導水施設の整備等**を支援対象に追加。
- 人口減少や災害復旧を踏まえた最適な汚水処理手法を選択できるよう、経済性を考慮して下水道から浄化槽に転換する場合、**下水道管等の撤去等に必要な費用**を支援対象に追加。

(3) 広域連携のための「水道基盤強化計画」の策定推進

- 市町村の区域を超えた広域的な連携等を推進するため、都道府県が水道法第5条の3に規定する**「水道基盤強化計画」を策定する際に必要な費用**を支援対象に追加。



位置エネルギーを活用した送配水の省エネ化

(2) 上下水道の施設配置の最適化への支援